

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の緩和 2021年7月29日

7月28日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続しつつ、制限措置の一部を緩和する旨発表しました。

●7月28日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続しつつ、制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました（8月18日まで有効）。
夜間外出制限措置及び一般商業活動等の営業可能時間に対する制限が撤廃されています。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

- 1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。
 - ・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設、ライブハウスなど。
 - ・観客を伴うスポーツイベントの実施。
 - ・人の密集（300人以上）を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
 - ・公共道路におけるアルコール飲料の消費(屋外市場などでの消費は可)。
- 2 上述1で不可とされているもの以外の活動については、別途市保健当局が定める感染予防対策(消毒の徹底、マスクの着用、対人距離の確保、定員の50%、イベント等での参加者数上限が300人、等)を遵守することを条件として、営業・実施可能とする。
- 3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。
- 4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-permite-funcionamento-de-atividades-sem-restricao-de-horario/59962>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp